

質疑回答書

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
1	様式-5 特定建設工事共同企業体協定書(案) 3ページ	「※本協定書(案)は甲型であるが、乙型にするなど適宜作成すること。」とありますが、乙型と甲型の協定書2通作成しても問題ないでしょうか？	乙型および甲型の協定書を2通作成していただいても差し支えありません。なお、協定書の作成にあたっては、解散時期について「本事業の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散できない旨」(様式-5記載)を反映してください。
2	様式4-1 参加表明書 1ページ 様式5 特定建設工事共同企業体協定書(案) 3ページ	本質疑回答から参加表明までの期間が短い為、各社の調印期間を確保する為に、1ページにまとまっている構成員各社が押印するページを1社毎に1ページに分割してもよろしいでしょうか？	1社につき1ページに分割して押印するのではなく、代表者・構成員すべてを記入した参加表明書を必要部数印刷し、各社が各部に押印した後、製本し、代表者が割印して提出してください。
3	様式7-5 実績体制審査に係る提案書(統括責任者) 2ページ	雇用関係が確認できる資料として、当社が発行する雇用証明書で問題ないでしょうか？	お見込みのとおりで結構です。
4	様式7-5 実績体制審査に係る提案書(統括責任者) 2ページ	a同種事業の用途(本社ビル)、c免震構造、現場代理人として従事について、実績を確認する書類は発注者の証明書で問題ないでしょうか？	発注者が発行する証明書で問題ありません。あわせて、規模・用途・免震構造が確認できる図面類や、契約内容および履行状況が確認できる資料についてもご提出をお願いします。
5	実施要領 P.3	『ア 設計業務に係る要件』-『設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。』との記載があります。設計JVでの参加を検討する場合、設計JVの代表企業が満たしていれば、代表企業以外の構成員に関しては、適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 P.16	「12.審査の実施及び結果の通知」 「(1)審査会の設置」の文章中、「…評価の公平性を期すため、各委員、各委員の三親等以内の親族、又は各委員が主催する営利団体に属する者が、参加者又は参加者の構成員の役員等である場合は、本プロポーザルの評価に加わらないこととする。」との記載があります。 「各委員が主催する営利団体に属する者」について、大学組織は営利団体にあたらないので、所属団体に属する者(同じ大学に所属する者)の参加については評価の変更は行わないという理解でよろしいでしょうか。 もしくは、大学の場合は研究室に属する者のみ評価の変更を行うという理解でよろしいでしょうか。	大学は営利団体に該当しないため、審査委員と同じ大学に所属する者、または同研究室に所属する者が参加者又は参加者の構成員の役員等の場合であっても、当該委員の評価への参加を制限する等の取扱い(評価の変更)は行いません。

【回答】様式3

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
7	実施要領 P.16	<p>「12.審査の実施及び結果の通知」「(1)審査会の設置」の文章中、「…評価の公平性を期すため、各委員、各委員の三親等以内の親族、又は各委員が主催する営利団体に属する者が、参加者又は参加者の構成員の役員等である場合は、本プロポーザルの評価に加わらないこととする。」との記載があります。</p> <p>本プロポーザルの評価に加わらない委員がいた場合における評価方法ですが、評価要領P.2に基づき、評価に加わる委員を対象として「各委員の評価点を分類ごとに平均して算出する。」という方法は踏襲されるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
8	様式5 特定建設工事 共同企業体協 定書(案)	様式として第8条に(構成員の出資割合)の記載を求められております。現段階では詳細比率の設定ができないため、参加表明段階では仮提出という形で宜しいでしょうか。(変更があれば、提案書提出段階で再提出させて頂きたいです。)	お見込みのとおりで結構ですが、参加表明時には、仮の出資比率設定であることを明記したうえで提出し、正式な出資比率のものを提案書提出時(9/24㍻)に提出してください。
9	実施要項 3～4ページ	4(3)㍻bで10,000㎡以上の免震構造に以下のような建物は含まれると考えてよろしいですか。 基準法上1棟の建物で、9,000㎡程度の基礎免震構造と4,000㎡程度の耐震構造を水平に制振ダンパーで連結し、構造的にも1棟の建物(連結免震・制振構造)として性能評価を受け大臣認定を取得した建物(通常の免震構造より構造解析の難易度が高い)	ご質問の「連結免震・制振構造で設計・施工された合計延床面積が10,000㎡以上の建物」につきましては、免震構造の建物と耐震構造の建物が建築基準法上1棟の建物として大臣認定を受け、かつ、建物の合計延床面積に占める免震構造の割合が50%を超えるものに限り、10,000㎡以上の免震構造の建物として認めます。なお、連結免震であることが確認できる資料(構造図等)及び免震部・非免震部それぞれの延床面積が確認できる資料(平面図等)の提出をお願いします。
10	評価基準 別表1	設計業務管理技術者の実績証明について、役割を証明する書類には設計体制表も含まれると考えてよろしいですか。	設計体制表も含まれるとお考えください。
11	実施要領 2ページ 4.(1)参加者 の構成等	JV協定書について、設計業務と施工業務で乙型JV組成、施工業務は甲型JVを組成する場合、協定書は設計施工の乙型協定書1通、施工業務の甲型協定書1通の計2通を提出するという理解でよろしいでしょうか。	協定書は同業種では甲型、異業種では乙型を使用するなど、共同体組成上、必要な協定書を作成し、参加表明書とあわせて提出していただくことを想定していますので、お見込みのとおりで結構です。
12	実施要領 2ページ 2.(7)履行期 間	『提案により履行期間を短縮することは差し支えない』と記載がありますが、短縮できた場合でも契約金額は減額されないという理解でよろしいでしょうか。	技術提案による工期短縮提案については、提案価格に反映されているものと考えています。契約後に工期が短縮された場合には、工期変更に伴う変更協議を行うこととなります。
13	様式8. 参加辞退届	参加表明書を提出した以降、やむを得ない事情により辞退となった場合もペナルティは無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【回答】様式3

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
14	実施要領 P2 4-(1)-ア	施工業務JVは甲型、施工業務JVと設計事務所とは乙型協定書での締結として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。 (質疑No.11参照)
15	実施要領 P5 4-(4) 実施体制	施工業務における各担当者は代表構成員以外からの選任も可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
16	実施要領 P6 4-(4)-ウ,エ	現場代理人と監理技術者の兼任は可能でしょうか。ご教示願います。	実施要領P6 4参加資格(4)実施体制の兼任条件に記載のとおり、現場代理人と監理技術者の兼任は認めておりません。
17	実施要領 P6 4-(4)-オ	電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者の兼任は可能でしょうか。ご教示願います。	実施要領P6 4参加資格(4)実施体制の兼任条件に記載のとおり、電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者の兼任は認めておりません。
18	実施要領 P11 10.技術対話の方法等	他の参加者が提案し、「提案可」と通知されたVE提案を提案価格に反映することは可能でしょうか。	お見込みのとおりで結構ですが、技術提案書提出時に様式7-6VE項目一覧表(対話済)及び様式7-7VE項目添付資料(対話済)を作成のうえ提出してください。
19	実施要領 P11 10.技術対話の方法等	技術提案については、提案者の判断で提案項目一覧表を提出せず技術対話をしていないもの(事前に提出した技術提案で提案不可と通知されたものを除く)も提案価格に反映しても良いと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
20	実施要領 P12 10-(1).VE提案と技術提案の考え方	技術提案はコストが同等もしくは上昇すれば提案価格の評価は下がるが、品質等が向上すると評価されれば、技術提案の評価が上がるという考え方で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	実施要領 P16 12-(2) 実績体制等 審査	事務局にて実績体制及び地域貢献の定量評価により上位5者程度に絞り、そこで選定された者だけが、プレゼンテーション、ヒアリングによる技術提案審査、地域貢献審査の対象になるということに宜しいでしょうか。また参加者が5者に満たない場合は全員が技術提案審査、地域貢献審査の対象になるという事に宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	実施要領 P19 13-(4) 技術提案内容 ア、イ	ア評価項目に基づく評価の扱いにおいて、要求水準以上の提案で業務水準とはしないとの決定をされた提案に伴うコスト分は減額されるということでしょうか。又、イ審査会の意見の扱いにおいて、審査会の意見に伴う設計変更に伴う工事費については増減されるということでしょうか。	ア. 評価項目に基づく評価の取扱いについては、お見込みのとおり、減額の扱いとなりますが、直ちに契約変更を行うのではなく、設計段階における増減の対象として取り扱います。 イ. 審査会の意見の取扱いについては、意見の内容を踏まえ、協議のうえ決定します。
23	評価基準 別表2	提案価格に反映した技術提案は「求める提案内容」毎ではなく、各「提案項目」毎に評価ウエイトを乗じた点数をもって評価されると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【回答】様式3

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
24	評価基準別表3 A地域貢献	提案貢献金額は一次下請または共同企業体からの直接調達分のみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	評価基準別表3 A地域貢献	最高の提案貢献金額とは参加者のうちの最高金額と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	契約約款 P23 第55条	工期中4回を超えることができないとされる部分払の請求時期はいつを想定されていますでしょうか。	工事期間中(R10年度～R13年度)の各年度末までの出来高に対する支払いとなりますので、各年度末の出来高検査完了後に請求してください。